

## 平成 29 年度 第 4 回みんなで支える森林づくり県民会議

日 時：平成 29 年 7 月 31 日（月）13：30～16:30

開催場所：林業センター 5 階会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、岩崎恵子委員、植木達人委員、貴舟豊委員、桑井裕至委員、  
杉山紘子委員、竹内久幸委員、浜田久美子委員、堀越倫世委員、松岡みどり委員  
安原輝明委員

以上 11 名出席

【事務局】

山崎明 林務部長、福田雄一 森林政策課長、河合広 信州の木活用課長、  
丸山勝規 県産材利用推進室長、長谷川健一 森林づくり推進課長

ほか林務部職員

### <植木 達人 座長>

はい。それでは、第 4 回県民会議開催いたします。本日の予定は 16 時 30 分までということで、前回よりちょっと長丁場でございますが、途中で休憩をはさみながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、前回終了後になりましたが、皆さんには急に今回の会議を進めるに当たって、その議論を深める、あるいは更に実りの多いものにしたいということで、急遽でございますが、皆さんに連絡できるところから片っ端からアイデアを出してくれと事務局からいったかと思えます。一応今のところ沢山の意見がかかっておりますが、まだ中間段階でありますので、更に今日の議論を踏まえてアイデアがありましたら、是非事務局に提案していただきたいと思っております。

まだ、次回、今度は 9 月 1 日がこの後予定されておりますけれども、その辺当たりで大方の方向性をまとめられれば良いかなと思っております。その間少し、頭を冷やして頂きながら良きアイデアを沢山出して頂ければと思っております。今日皆様にお配りしたのは、手持ち資料ということで、一応参考にしながらまた補足なりの説明をしていただければありがたいなと思っております。また、全員からまだもらってはいないところでございますが、まだ提案されてない方でも、遠慮なくどんどん今日発言していただければと思っております。まだこれは途中段階ということでご了解いただきたいと思っております。私共の段取りが悪くて、急をお願いしたところでございました。

また、いよいよこの県民会議の第 3 期に向けての方向性、一応県民会議としてはこれまでの議論の中で、とりあえず第 3 期も継続というような方向性を皆さんの意見でまとめて

いるところでございます。そうしますと我々の責任としては、じゃあ第3期どうするのかと、やるぞというだけでは無責任でありましてその内容をもっともっと深めてより良き第3期に向けていかなければいけないなと思ってます。今日もその一つの過程でございます。是非良きアイデアを多方面から多角的に出して頂ければ大変助かります。全てが盛り込めるかどうかは別ですけども、やはり県民の代表としてあるいは県民目線から是非提案して頂ければと思っていますので、長い時間にはなりますが、どうかよろしくお願いします。

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますが、普段ですと大体この資料の流れで説明してもらうことになってます。会議事項の1今後の里山整備の方向性ということでざっくり一つの会議事項しかございませんが、とりあえず前回の宿題を事務局の方から説明していただきたいと思っておりますので、資料の3森林づくり県民税県民アンケート結果について、それから資料の4森林づくり推進支援金実績一覧、資料の5みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況についてというところからまずご説明いただいた後、今回の本題であります資料1と2に基づいて議論していくという流れでいきたいと思っておりますので、ご了解ください。

それでは事務局の方から、資料3、4、5についてご説明をお願いいたします。

## 会議事項

### (1) 今後の里山整備の方向性について

説明者：小林健吾 森林政策課 課長補佐兼企画係長… 資料3、4

橋渡博之 森林政策課 企画係担当係長… 資料5

#### <植木 座長>

はい。ありがとうございます。県民アンケートの結果、それから推進支援金実績の問題、そしてもう一つが地域会議の内容について、前回の会議での質問等々を踏まえて、今回それにお答えしたということでございます。ただ今の説明に関して更にご質問ご意見ありましたらどうぞ遠慮なく発言いただければと思います。何かございませんか。よろしいでしょうか。浜田委員さんどうぞ。

#### <浜田久美子 委員>

地域会議の中から、上伊那の中で5ポツ目と言われているこのNPOの小規模な事業体からの補助金申請が少なくなっているという点は前回、前々回とも面積の問題で小規模な事業体やNPOが使いづらい3haというのがあるということがあったと思うんですけど、それだけの問題なのか、それともNPO小規模事業体が県民税を中々申請しづらくなっている背景というのはあるんでしょうか。

### ＜長谷川健一 森林づくり推進課長＞

私共としてやはり強い要因として捉えているのは、委員ご指摘のとおりやはり要件の問題、特に大きな事業をまとめるという要件がNPOはじめとする小規模な方々にとっては使いづらいものになっているのではないかと考えております。

それ以外のところで、それぞれ個々に事情はおありなのかもしれませんが、強い要因として地域の方からそれから我々の方として把握している内容ということでは特段のものはありません。

### ＜浜田 委員＞

前回、出来れば単年度ではない手当てをとっていただけるように動いていただけないかと申し上げたんですけども、今年度私自分の所属しているところで森林税の申請をさせていただいてるんですけども、やはり非常に手間がかかると言いますか、当然森林税を頂くわけですから、はいそうですかというものになるとは思いませんが、それにしても小規模もしくは少人数で回している中では、その手間暇に非常にとられるというのが、負担感が大きいというのが非常に実感いたしました。それは結局単年度、それも実際には4月に年度が変わって実際5月頃から動き始めて、申請がおきるまでによろやく7月末みたいな形になってきますと、使える時期というのが非常に短いことになるんですね。翌年度に持ち越せない。これでいきますと非常に使い勝手が悪くなっている。それに伴いつつ、申請にかかる労力がとてもかかるということになると小さい事業体NPOにはかなり負担が大きいかと思うんですね。でも、実際税を頂くに当たってのじゃあ何でも良いよという訳にはいかないというところで、どうやって手続きを簡略化しつつ、それは県の皆さんにとってもそうだと思うんです。その手順をいかに簡略化しつつ、しっかり審査をして良い事業に持っていくかというその仕組みの部分にもう少し工夫が来年度以降していただけたらと思っております。お願いします。

### ＜植木 座長＞

という注文でございます。他に何かございませんか。どうぞ松岡さん。

### ＜松岡みどり 委員＞

地域会議の資料5の3ページの木曾のところで、いずれ森林づくりというのは林務部から市町村の方に移っていくという流れにあるということで、意見が出ているかと思えますけれども、市町村職員のマンパワーが足りず中々難しいとか、後窓口になる町村でどれだけ力が入られるか、スタッフが揃えられるかが心配というような危惧された意見があります。やはり市町村の職員というのは、専門職では無いということが大きいと思うので、そのところをどうやって県ではカバーしていこうと考えられているのか。ちょっとそのところを聞かせてください。

### <植木 座長>

事務局いかがですか。

### <長谷川 課長>

市町村の方でも中々技術的な職員さんがいらっしゃらないというのはご承知の状況でありまして、中々長野市さんとか松本市さんとか大きなところはまだ良いと思うんですけども、特に小さな町村になってくると中々それだけの方がいらっしゃらないという状況は把握しております。これまでやはり、そういった小規模町村に対する支援というのは、県としてはいわゆる普及活動という形で県職員が市町村の支援をやってきたという経過もあります。ただ一方で、県のマンパワーというのも限りがある中で、今後どうしていくかというのは大きな対応だと思っています。それは、里山の問題に限らないところで、全体の問題として処理を考えていかなければいけない問題だろうと思っています。そうした中で、今具体的な動きとしては、大きく我々としては2点考えています。

1点目は、やはりいわゆる公務員としての人材だけを活用する訳では無くて、これまでも税も含めて色んな専門的な方々を育成し活用するというのを続けてきましたので、民間の方に活躍していただくという方向性が一つ。それと、これは国全体の方になりますけれども、それはやはり林政のきちんとした専門の方が市町村に必要なだということで、地方交付税の措置がされて、市町村の方にある程度専門的な人材を雇い入れたり派遣をしたりするための財源措置というのは実施が昨年度からされるようになりました。ただ、実際に市町村の方でそういった方を活用していただくとなると実際の方がマッチングされないといけないことがありますので、そういった部分については県の方でバックアップをしていかなければいけないんじゃないかなということで、この2点が市町村の方に対する支援として今具体的に動いてる部分としてはそういう部分があるのかなと思っています。

### <植木 座長>

よろしいですか。他にどうでしょうか。何かございませんか。はい、堀越委員さん。

### <堀越倫世 委員>

森林づくり推進支援金の活用の方なんですけれども、第1期と第2期の実績を比較しますと、嵩上げ補助が第2期の方が15%という半分になりまして、松くい対策が非常に伸びているということなんですけれども、これは市町村の方にとってみると松くい虫対策の方が必要であるということでこれが増えているのか、あるいは市町村独自の森林整備への嵩上げ補助の方は、出来るところが一通り終わってしまったので、松くい虫の方に手を出しているのかその辺はどうなんですか。教えてください。

### <長谷川 課長>

資料4の方の3ページの方に、そのご意見いただいた部分がございます。直接の結論から申し上げますとやはり優先順位の問題だろうと我々としては捉えております。地域にお住いの方々は地区をみるだけで大分イメージもおつきになるところもあると思うんですが、いわゆる激害地の市町村がたくさん挙がってきております。特に松本、安曇野、中信地域はここ5年間の中で被害量が相当伸びてきておりまして、市町村の住民なりとの関係上、やはりこの優先順位は上げざるを得ないという状況になってきているというところだと思います。そうした中で、市町村独自の松くいに対する支援制度なりを作っていたいただくための財源として、こういった制度が利用されているということで、一番の森林整備の部分が全くやらなくてよくなったというよりも、どちらかという、推進支援金もある程度配分される枠に限られる中で、市町村の方としては特に松くいの激害地の市町村なんかではこちらを優先していくようになってきたということだと捉えております。

### <植木 座長>

よろしいですか。他にどうでしょうか。はい、麻生委員さん。

### <麻生知子 委員>

支援金の活用表の中の野生鳥獣対策の部分について伺いたいのですが、一番新しい28年度のところで拝見すると、7ページになると思いますが、ざっと見た感じだと北信の方を見ていくと野生鳥獣とはいえこれは多分クマの被害に対する緩衝帯整備で、通学の子供たちを守るとかそういったことが目的だろうと推察はしています。26年27年28年とみたところで、実質的なパーセンテージにはそんな大きな増加というのは無いのですが、内容的には最も人的被害の大きいクマに対するものというのが多いのでしょうか、それともシカに対してもこの緩衝帯整備というのの有効なんでしょうかというのの一つ。それと、こういった補助事業というには、一応同地点については一度と聞いているのですが、緩衝帯、特に藪刈りになりますと一回では済まない。毎年毎年繰り返しになるというところがあるので、1年目は確かに大変で補助としてもある程度の金額がいるとは思いますが、例えば2年目以降も補助率は下げて継続して出来るというようなそういった補助金導入の制約について、何か考えられていることがもしあれば伺いたいと思いますが。

### <植木 座長>

事務局よろしいですか。3点。

### <小林健吾 森林政策課課長補佐兼企画係長>

クマかシカかというような分けについてはちょっとこの表では読み取れなくていけないんですけど、それぞれの町村から上がっている実績表にはその辺分かるようになってまし

て、ちょっと今手元に無いんですが、北信ですとか北安曇の大北の地域の方についてはクマの被害に対する影響等があると思います。木曾、あるいは下伊那天龍ですね、クマの被害に関するところはあると承知しています。その他、基本的にはやっぱりシカの被害というのは多いのかなというところだと思います。緩衝の帯整備なんですけれども、聞いた話によりますとやっぱり初回の支援は推進支援金としてやるけども、その後は自力でお願いしますねというやり方でやっているとお聞きしているところです。あともう一つなんですたっけ。

### <植木 座長>

多分クマが多いだろうけれど、クマに対する緩衝帯整備が効果があるかどうかということです。

### <江住和彦 鳥獣対策・ジビエ振興室課長補佐兼鳥獣保護管理係長>

ご質問ありましたとおり、クマは大北なんかでも最初それがきっかけになって始まったみたいのところありましたので、クマに対しては非常に効果的だし、それからイノシシ辺りも非常に緩衝帯については効果があるといわれています。ちょっとシカとかになるとあんまり藪を払い過ぎて明るくなって草が増えてしまうと逆にシカにとっては良い餌場になってしまうというのもあるので、何ともなんですけど。ある程度距離をとるなり人間がやっぱりそこに入って行って作業をするということ自体は野生動物に対しては何らかプレッシャーを与えることにはなるので、効果はある程度ある。

### <植木 座長>

はい、3点目の初年度はかなり掛かって5年間待つというのは、その後の話として私はちょっと理解できなかったんだけど、2年目3年目は出ないということでしたっけ。

### <小林（健） 課長補佐>

その整理というのはそれぞれの市町村に考えていただいている部分なんですけども、ニーズとして多いところにとっては全部のところに行き渡そうとすると一つの地域だけに支援するというのは中々難しいので、広域的にやっていくということを考えると初年度は支援するけれども後はそれぞれの地域でお願いしますという形でやっているとお聞きしております。

### <植木 座長>

制度的には可能なんです。ただし。どうなんです。そのところです。地域がうんぬんでなくて、制度的に2年目3年目も継続して良いかという点でどうなんです。場合によっては国の制度のことで言うならば、造林補助金だとかというものも含めて間伐もそう

なんですけども5年間の空きが無ければ補助は出せないということなんですけど、それに準じているということなんですかね。

### <長谷川 課長>

支援金の中でやっていただいている野生鳥獣被害対策につきましては、地域の自主性なりそれから工夫を促していくという形でして、要件の細かい設定のところについてはかなり市町村の方に裁量がある形になっております。先ほどご説明させていただいたとおり、初年度をまず優先してやって残りの部分は地域のボランティア活動といいますか、そういった地域の力でお願いしますという制度設計をしている市町村が多いとお聞きはしておりますけども、我々の持つる支援金の制度上としては毎年繰り返しそこを支援するという仕組みがダメだとなっているという訳では無いということです。

### <植木 座長>

ありがとうございます。他にどうでしょうか。何か。はいどうぞ、安原委員。

### <安原輝明 委員>

資料の4の森林病虫被害対策のところなんですけど、地域の県民会議の意見の中で松くい虫の被害対策の声が大きいと説明いただいた訳ですけども、ここで言いますとこの1-2の内容が現行の松くい虫対策事業の対象とならない何々と書いてあります。一つは対象とならない〇〇というのが、例えば対象でない森林というのが具体的にどういうところなのか。単純に考えるとですね、これだけ補助事業の対象になるものがあるし、対象にならないものも森林税で活用できますよということになっているにも関わらず、この松くい虫被害の対策にもっと使ってほしいという意見が出ている、この辺についての説明をいただければと思います。

### <植木 座長>

よろしいですか。事務局お願いいたします。

### <長谷川 課長>

いわゆる通常のと申しますか、森林税の財源を使わせていただいて推進支援金の中でやっている松くい虫対策と、それからそうでないものの関係、それと全体の被害に対する規模感ということのお尋ねかなと考えています。まず制度上の説明としては、現在県の方では国の補助を活用しながら、本体の松くい虫対策を行っております。これについては、基本的には全ての松を処理をするということは現実的に困難であるということの前提に立って、守らなければならない場所を市町村の方に指定をさせていただいております。それは法律に基づいて指定をさせていただいているんですけど、その守らなければいけない松林、例え

ば防災の観点からマツしか生えないとか、マツタケの山であるとか、それから景観上松が重要だというような地域について指定をしていただいていると。そういった守らなければいけないところをまず守っていくということと、そこへの侵入を防止をする周辺の松について支援をすると。周辺のマツを駆除したり樹種転換をするということに関して補助するというのが基本的な本体対策の仕組みとなっています。ですので、そういったいわゆるその他の松と言いますが、そこには基本的な支援は無いということになっております。そういった場所でも単木単位ですとか住民の生活に近いといったような観点から処理が必要なケースもありまして、そういったものをきめ細かくこの支援金の中で市町村に対応して頂いているというのが制度上の関係になっております。規模の問題なんですけれども過去の予算の実績をみますと、全量駆除を目指していた時期は、長野県でも平成の1桁台は10億円近い処理費がかかっておりました。これを国の方針転換もありまして、全量駆除から守るべきところを守るとなっております。こういった中で、県の今の予防・防除の予算というのは大体2億円から3億円という程度になっていまして、現在ここにお示しさせていただいたとおり、支援金を使ってる部分も4千万円という程度でありますので、それを合わせても多く見積もっても4億に届かない位しか、今処理のお金として県としては予算措置できていないということで、残念ながら現在深刻な状況続いておりますけれども、全体的な数量処理するというには、中々厳しい状況であるということでございます。

### ＜桑井裕至 委員＞

前回森林税アンケートで認知度と継続について、それぞれクロス集計をお願いさせていただいたんですが、新しい取組への期待が非常に高いことがより明らかになったと思っております。いかに県民の方に新しい取組を提案していけるかということが非常に求められていることを改めて考えさせていただきました。

### ＜植木 座長＞

私もそう思います。後は若い人をどうするか。若い人への認知度をどう高めるかというのはちょっとデータでは出てきましたね。どうも年配の方は結構知ってるんだけど、20代30代がかなりご存知ないという。これは県庁なりの若い人にアイデア出してもらった方が良いかと思うんですけど、それは今後の問題ですけども。はい、竹内委員さんどうぞ。

### ＜竹内久幸 委員＞

一点だけ、推進支援金の内訳詳細に出して頂いてありがとうございました。それで、期毎比べると1期目の時は、上乘せ補助がほとんど占めていた。多様な使われ方がしてきているのかなということで、創意工夫を持って市町村の方ではやっているのかなという印象を持っていますけれども。ただ、市長会あるいは町村会から出されてる意見として、これ支



援金のこと言ってると思うんですけども、使い勝手が良くていわゆる柔軟に対応してほしいという意見が出ている訳なんですけども、共通してそういうことが言われているんですけども県の方としてはその意図するところというのはどんなことなのかと考えていますか。その辺だけ聞かせてください。

### <千代 企画幹>

推進支援金に関して、それだけということではないですが、市町村の皆さんからの意見として使い勝手の部分というのは、前からお話を頂いております。一番多くいただくのが推進支援金というよりも里山整備の方で、例えば何 ha でなければいけない、こういう形でなければいけない、補助金を出すときの交付要件、こういったものが非常にハードルがあって、これが非常に使いづらいとお聞きしております。それがまず1点。

それから推進支援金の方で頂戴している今までの意見の中で、これは従来の市町村の一般財源の中で対応していたものの振替というものは推進支援金はNGですよというような形で運用をしておりますので、財政規模の非常に脆弱な小規模な市町村においてはその部分に何とか充てたい、そういった部分を柔軟にしてもらいたというようなご意見は頂戴しております。

私どもの方は以上です。

### <植木 座長>

使い勝手につきましては、貴舟委員さんからも前から出して頂いているところでございまして、これはやはり検討する余地があるかなと、竹内委員さんよろしいですか。

私の方からも一点なのですが、地域会議の議論の中で、具体的に行われたのは4件ですか、その中に抜粋ということなので、特に意図的にうんぬんということは無いんだと思うのですが、要するに聞きたいことは地域の目線から見てこの森林税は一体どうあるのか、どういうふうな今後の将来的な見通しも含めて期待しているのかどうかというようなところ、それが多分今回そろそろ色々な意見が出てくると思うんですが、木曽では継続という言葉、もう県民会議で決まっているからよろしく願いますということが書いてありますし、それから上伊那、継続で願いますというようなことがあるんですけども、そういう意味では地域はやはりこの森林税に対する期待というのは大きいのかなと思ってますが、実際議論の中でもう止めるべきだ、森林税はもう良いんじゃないのという意見は無かったですか。どうなんでしょうか。そういう意見は無かったですか。

### <橋渡 担当係長>

こちらの方に上がってきていますのも、資料に掲載した内容が来ているという状況でして、その中にはそういった森林税を止めるべきといった意見というのはございませんでし

た。使途を使いやすくしてほしいとか、そういった要望がメインというような状況でした。

### ＜植木 座長＞

はい、分かりました。この抜粋だけをみるならば、確かに改善点だとか希望は多いのかなという印象は強いですね、ですからそんなに反対するような意見は無いのかなと思うんですけど。我々県民会議の場としても方向性を出しながら、地域会議も地域の意見は十分に尊重しながらいきたいと思っていますので、そういった意見がもしあれば正確に伝えてほしいなと思っています。それではよろしいですか。どうぞ、堀越委員さん。

### ＜堀越 委員＞

推進支援金の件なんですけれども、今ご説明にありましたように一般財源の振替はNGという取扱でやってきたと伺いまして、ちょっと私の中で愕然としたんですが、森林税全体をみますと、国庫補助事業については補助裏でこの森林税を充当していたと。本来であるならば、森林税が導入されてなかったんであるならば、その補助裏というのは一般財源で補てんしていく部分だと思うんです。森林税においては、国庫補助事業においては補助裏で森林税を充てていたんですけども、推進支援金の方では一般財源の振替先はダメですよというところの整合性がちょっととれてないなと思ひまして、今後なんでしょうけれども、その辺の整理もしていく必要があるかなと思ひました。

### ＜植木 座長＞

意見でよろしいですか。質問ではないですね。意見ということで整合性をとってほしいということです。別にコメントはございませんか。どうぞ事務局お願いします。

### ＜千代 企画幹＞

先ほどの推進支援金の話で、市町村の事業の一般財源というようにお話をしましたが、今資料を振り返りまして言葉として正確では無かったので申し上げますと、既存事業の振替、ですので森林税を入れる前からやっていた市町村の既存事業の振替がNGということでございますので、そこは規定上、一般財源となっているかどうかということでは無くて既存事業の振替ではないことということが条件となっているということでございます。申し訳ございません。

### ＜植木 座長＞

いずれにしる整合性はとるようにしていただきたい。それが良いのかどうかという問題はあろうかと思ひますけどよろしくお願いします。他によろしいですか。はい、杉山委員さん。

### <杉山 委員>

この県民アンケートについても、例えば地域会議についてこうやってまとめていただくと皆さんどう言った考えでいらっしゃるのかというのが分かってとても良いと思うのですが、一つ疑問に思うのが、県民の要望があって税金を使われるはもちろんなんですけども、実際これを仕事を施業をする事業体小規模、先ほど浜田さんがおっしゃたような小規模な事業体がいくつもあると思うんですけども、そういった事業体の実際実務に関わられている方に何かアンケートというかそういったものをやられているんでしょうか、それとも地域会議の中に含まれているということでしょうか。

### <植木 座長>

いかがでしょうか事務局。実際に現場でこれを活用している意見、考え方はどうか。

### <千代 企画幹>

アンケート等では、林業事業体にあるいは森林組合さんに直接的にお聞きしているという事は無いんですけども、委員おっしゃるように10広域でやりますみんなを支える森林づくり地域会議、こちらの中には事業者さんなり森林組合の代表の方に御参画いただいて、ご意見を頂戴するという形になっております。

### <杉山 委員>

一つの案としてですけども、多分もちろんアンケートで県民の方の意見というのは取り上げられてるのかもしれませんが、実際に何か困っていて相談に行って、それを直接耳にする方というのは、そういう事業者の窓口だったりすることが多いと思うので、その方自身が地域会議に出れるかどうかというのとまた別のところかと思うので、そういったところで意見を取り上げるというのが一つの方法かなと思いました。

### <千代 企画幹>

ありがとうございます。私どももそれぞれ現地機関の職員、普及指導職員がおりまして、常日頃そういう現場の事業体の皆さん、あるいは実際に山で汗を流している皆さんと接触する機会が多々ございますので、そういったところで当然のことながら森林税のことも話題になったり、また会議の場でそういった職員からお聞きするという場面もありますので、よりそういう機会を多くしながら、よりアンテナを高くしてそういった意見を吸い上げるということは重要だと思いますので、引き続きそんな心構えでやってまいりたいと思っております。

### <植木 座長>

それでは、この3つの資料についての議論は、一旦ここで止めさせていただきます。今

日の本題に入りたいと思います。会議事項の今後の里山整備の方向性についてということで、資料の1 森林づくり県民税により推進すべき施策（素案）、今後の里山整備の方向性についてというところでございます。前回も議論してきているところではございますが、さらに肉付けをしながら更に中間的なところではございますが、委員の皆様からのアイデア等々を伺っております。アイデア等々を皆様の手元に参考資料としてはお配りしておりますが、更に追加的なことでも結構でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは事務局の方から資料1のご説明をお願ひします。

説明者：千代登 森林政策課企画幹… 資料1、2

### <植木 座長>

ただ今、資料1と資料2を基に説明をいただきました。今聞きながら、自分の頭を整理してたんですが、前回からの引継ぎの議論があつて、どれがどういうふうに対応しているのかずっと見てたんですがちょっと良く分からなくて、私の理解力がいまいちなのかなと思ひながら、前は4つの枠組みで議論したと思うんですね、一つが里山整備間伐という改善の方向性、それから地域主体の里山整備、市町村との協働、木と森の文化の創造というような4つの観点の改善の方向性を議論したんですが、今回はそれにどう対応してくるのかというところが、聞いていまいちわからなかったんですけど、今日実は資料がね、前もって見ることが出来なくて、皆さん今日初めてだと思ひますので、ご理解できたかどうかということがあるんですけど、その辺でちょっと少し私の頭が整理しなければいけないなと思ひているのと、それから枠組みの追加部分と、枠組みの中の具体的な内容についてどれがどうなのかというのを、前回とすり合わせの中で移動したのかどうかというのがちょっと理解できませんでした。ちょっと休憩に入りますけども、今3時15分になりますので、10分ほどちょっと休憩をとりたいと思ひます。25分まで休憩なんですけど、25分になったら再開します。よろしいですか。その間私も頭を整理したいと思ひますので、よろしくお願ひします。それでは休憩に入ります。

### <植木 座長>

それでは、よろしいでしょうか。再開したいと思ひます。

私の方でも、少し整理をさせていただきます、前回の議論の中で、今回はどのように整理をされたのかをチェックさせていただきます。

前は里山整備の問題について、かなり重点的に議論をして、この中には、人材の問題だとか、あるいは利用の問題だとか、を含めていたんですが、今回は里山整備の部分について、ここにあるように、防災・減災、それから里山整備利用地域の問題が特に議論されているということ、それから、木と森の文化の方に広く、前回入っていた人材問題だとか、それから需用問題、利活用問題等々、こちらの方に必要な部分として移動したと。これら

については、木と森の文化ですから、単に林務部だけではなくて、他の部署との連携を図りながらやっていかなければならないというようなところであろうというふうな考えを理解していただきました。それから、市町村の支援金につきましては、前回も多少議論しているというところでございます。ということで、少しこんがらがっているかもしれませんが、皆さん戸惑っているかもしれませんが、もしわからなければ、遠慮なくおっしゃっていただければ結構ですので、事務局が説明いたしますので。

まずは、皆様からいただいているアイデアですね、ぜひ改めてここでご発言いただければと思います。

それでは、資料1と2をご覧ください。施策の位置づけということと、それと方向性というようなところをまず確認させていただきたいと思いますが、施策の位置づけとしては、この方向性を示すものだということで、また、超過課税を行う場合には徹底した事務事業の見直し等をやっていくということをやっております。それから、施策の方向性なんです、このところで3つの柱が税の活用にはありました。これは指針の中に定められております。その中で、今後としては特に重要視しているのは、防災・減災、それから多面的な森林の利活用の問題ということ、さらに、全県的な広がりを持って、様々な新たな税の活用をしていく、これは林務部のみに限らずという趣旨の発言だったかと思えます。

具体的なところで2つの大きな枠組みの説明がありました、まずは里山の整備について、35,000haが依然としてまだ未整備であるというところ、を喫緊の課題として挙げていると、特に防災ですね、我々の生命財産を守る上で最も重要な部分である防災面のところをまずは積極的にやっていきたいというような説明がありました。加えて、搬出間伐をあわせてやっていくということが重要ということですね。そのあと、ア、イとありますが、特にアは、今言いましたように、防災・減災のための里山整備をどうするんだということ、これはもう何度も議論させていただいている部分でございます。それから、2つ目の住民とともに利活用のための里山整備というところ、これは今まで、里山整備利用地域が15,000haですか、かなり大規模なところでの認定だったんだけど、それをもっと大幅に縮小して、もっと使い勝手のいいような、地域にとってモデル的になるようなところでいいだろうというようなところで、規模の縮小ということを議論していかなければいけないだろうなというご意見です。はい。それでは、里山の整備のところ、皆さん、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

## ＜麻生 委員＞

いろいろ数値等のご説明ありがとうございます。

1つ気になっているのは、整備困難の要因として挙げられている財産とか境界の不明確についてということなんです、これについては、今の時点でははっきりとした具体的な新たな方針が見えてこないのですが、ここの部分で、平成30年度の税制改革からたぶん実現されるであろう国の森林環境税とのからみがどのようになるのか、伺っておきたいと思えます。これが導入されると、市町村が間伐を推進する姿勢がより一層強くなって、場合によっては市町村が代行という形で、個人の所有者に対して間伐なり森林整備を推進していくということを今のところ聞いているんですけども、それが行われると、確かに、不

在村とか、森林整備が手のつけにくかった区域に対しての問題提起や非常に大きな道が開けるわけですけれども、そうすると、今ここで要整備必要量として算定されている森林の中から、ある部分は国の税によって解決されるということになると、面積的にということも含めて、そちらに移行していくのではないのでしょうか。まだ見えてこない国の森林環境税と、第Ⅲ期があれば、始まるであろう長野県の森林税の里山の整備とどう擦り合わせていくかということについて、現時点のわかる範囲で事務局の説明をお願いしたいと思いません。

### <長谷川 課長>

2点お尋ねいただきました。1点が今回お示しをさせていただいた今後の里山整備を進めていく場所で、不在村等、なかなか整備が困難ではないかという量を示させていただきました。そういった中で、その部分を今後どうしていくのかというのが1点と、そしてその点も踏まえながら、国の森林環境税の問題との関係がどうなるのかというのが2点目だったかと思えます。

まず1点目ですが、なかなかこういう形で仮に引き続き、所有者の負担を軽減しながら整備をしていくということが続けていっても、なかなか整備が行き届かない場所は一定量残ると考えております。そういった場所については、個人、地域といういったところの力だけでは整備を進めることは難しいだろうと私共考えております。そういった中では、県がやるのか、市町村がやるのか、という役割分担の問題はありますけれども、公の方がその部分について手を出していかなければ進まないだろうというふうに考えております。県が今の枠組みの中で実施をするということになりますと、おそらく保安林に指定して実施することになるかと思えますが、市町村はなかなか今ツールを持っていないというのが現状です。いずれにしても、公的な仕組みを使っていく必要があると考えております。そうした中で、国の方で議論されている森林環境税の仕組みというのは、まさに市町村のところにそういった部分の整備を担ってもらい、かつそのための必要な財源を確保できないかという議論で進んでいるというふうに認識しておりますので、私共もこういう整備が困難な場所に市町村が担っていただけるのであれば、その財源としてそういったものが出来上がるというのは大変期待をしているという状況であります。今後、仮に第Ⅲ期を継続するということになり、かつ、国の方の税ができた場合にどうなるのかというのはなかなか今きれいな住み分けを作ることが現時点では難しい状況なのですけれども、いずれにしてもそういった中では、国の環境税の方では、個人ではなかなか手の出せない場所の整備が進んでいくんではないかなと思っております。いずれにしても、最終的には出来上がったものの形を踏まえて、今回の施策の中でもお示しさせていただいたとおり、国の方の動きがあれば、その結果を踏まえて、途中段階でも我々の取り組みを見直していくと、必要があるかどうかを点検した上で、見直す必要があるれば、施策の方向や数量を見直すということも必要なかなと思っております。もう少し具体的な状況が整理された段階で考えていかなければいけないかなと思っております。

### <麻生 委員>

森林税が導入された時には、里山を中心に個人有林の間伐等の遅れが喫緊の課題であって、とても一般財源では賄えないほど、必要量が多いということがあって、森林の公益的な機能というのは、県民全員が恩恵を受けているものだから、県民全員が 500 円という形になりましたけれども、均等割で負担をしてくださいという説明だったかと思います。そうすると、必要な経費に対して、国の環境税が入ってくると、そちらに移行するということであれば、その分減るわけですよ。そうなった時に、最終的に見直しというもののの中には現行の森林税の負担額も軽減されるということも視野に入った見直しでしょうか。

### <長谷川 課長>

全て想定でお答えするのが難しい部分なんですけれども、税という観点から言えば、今後、県の方でこれだけのことをやらせていただきたい。それによっていくらの財源が必要で、そのために、仮に一般財源のみで負担するのが困難であれば、こういった形で超過課税みたいなものをお願いをします。その時に、期間なり、税額をいくりにするのかという順番だと思っております。仮に、途中段階でなにかしらの状況の変化があって、その必要数量なりが大きく変わるというような事態になれば、もう一度事業量を試算させていただいて、その時に必要な財源がいくらなのか、事業の内容をどうするのかということも議論させていただくことになろうかと思っております。それが、私共も、第Ⅲ期においてどういう税負担をどれだけの期間を明確にして判断しているわけではないので、それが増えます減ります、国との関係でこうなりますというようなことを方向性としてお示しすることは難しいと思います。

### <麻生 委員>

そうなりますと、森林税が初めて導入された時に、県民に対して行っていた説明と、今現在私たちが今後の方向性について話し合っている内容というのは、必ずしも里山の間伐だけではなくて、若干使い道、用途を探っていく、スライドしていくような状況にあると思います。そうすると、本来これだけ必要なので負担してくださいと言った説明とは異なる形で森林税の税収が使われるということであれば、それに対しては、県民に対して、「現状はこうで、今度こういう風な形で用途を決めていきたいと思っております。」ということについてはかなり丁寧な説明が必要なのではないかと私は感じておりますけれども、事務局はいかがですか。

### <植木 座長>

確かに説明は必要です。前回、第Ⅱ期目が変わる時にも、実は若干の修正をしているんです。その時はその時なりに説明はされたとは思いますが、その辺が十分なのかわかりませんが、事務局としてはどうですか。今後第Ⅲ期目に入ろうとして、またたぶんどのような形でですね、本来あった税の目的から多少変わってくるのかどうか、変わってきた場合にどういう説明をするのかどうかということなんです。

### <長谷川 課長>

税の事業につきましても、10年続けてきたという中で、様々な課題も見えております。森林を取り巻く環境についても、厳しくなったところ、よくなったところがございます。そういった中で、県として考える必要な内容というのをきちっと精査をした上で、超過課税を引き続きお願いをするということになれば、内容がこれまでと同じであるとか、違うということに関わらず、次の内容がどうなり、そしてそれがどういう負担でお願いすることになるのかということについてはいずれにしてもきちっと説明をしなければいけない問題だと思っております。内容が変わる変わらないに関わらず、我々としては、超過課税をお願いする以上は、説明しなければいけないと認識しております。

### <麻生 委員>

それと関わってくるんですけれども、今まで私たち県民会議は、たぶん昨年度の後半くらいから、第Ⅱ期目が終わるにあたって、次はどうなるか考えなければいけないということで、ずっと論議をしてきて、今日が4回目になると思います。ここでは、今まで県議会などいろいろな場面で「県民会議や地域会議の意見を踏まえて、今後の方向性、内容について考えてまいります」というようなお答えが多かったように思うのですが、これは事務局に伺うというよりは、今ここにお集まりの委員の皆様や、座長にお伺いすることになると思うんですけれども、この県民会議で議論を尽くしたものが、例えば以前第Ⅰ期から第Ⅱ期に移る時には、確か意見書なり提言なり、形あるものとしてまとまって、そして県に提出されたというふうに私は記憶しているんですけれども、今回もそのような形をとられるのでしょうか。

### <植木 座長>

私の意見ですけれども、前回第Ⅱ期に移行する時に、ごく少数で知事にお渡ししたと思います。スタンスは今回も同じだと思いますので、第Ⅲ期に移る場合には、同様に知事に県民会議から何らかの形で、直接手渡しして、県民会議の意見としてはこうですということをも明言したいと私は思っています。

ということで、事務局そのように進めさせていきたいと思っておりますので、知事にはいつかお渡しした方がいいのではないかとこのように思っておりますので、時期的にはいつになるかわかりませんが、次回第5回目を9月1日にやって、そこで大方まとまって、その時点である程度手直し等は座長の私におまかせいただいて、その上で知事にお渡しさせていただく形になろうかと思っております。

### <松岡 委員>

資料の3ページの未整備の里山の今後の進め方について、とてもわかりやすい文体でまとめられていると思います。それで、この数値がいろいろ変わっていくんだと思うんですけれども、第Ⅲ期はとてもやりにくい、とても進捗が悪いところのアイデアとして発言させていただきますが、ここで保全対象からの距離ということで、いろいろまとめられていると思うんですが、具体的にどこの施設、どの民家が危険なのかということをはっ



きりさせることで、例えば、村とか市町村の当事者意識が増すと思うんですね。これから第Ⅲ期をやっていくには、当事者意識というのがキーワードになってくると思います。今後、県から実施部隊が市町村になる段階になるということで、実際に市町村ではこういう危ないところがあって本当にどうするんですかということの問題提起をすることで、今度は地域の人が自分たちの問題として動いて、不在地主に連絡を取るなどの話が出てくるのではないかと思います。今までは、おまかせ、やってくれるだろうというような風潮があったと思うんですけども、この次の段階では、やはり当事者意識で実際にここが危険なんですという情報をきちんとお伝えすることによって、なにか変わってくるんじゃないかなと思います。

### <貴舟 委員>

ちょっと関連で、各市町村で既に防災マップというものを整備しております。その中で、今度新たにレーザー測量の成果で、樹種によって、危険な山と気を付けなければいけない山がはっきりしたということで、各自治体も一応把握をしているんですけども、レーザー測量の精度からして、ここは非常に危ないよというような情報は各自治体に流していただけるのかどうか教えてください。

### <長谷川 課長>

レーザーによる森林の分析・解析の結果につきましては、データそのものを市町村にお渡ししたいと思います。ただ、データそのものは、非常に複雑で専門的なところがありますので、役場の方、それから地域住民の方々にもどこが危ないのか、どこか優先順位が高いのかということを図面でマップの形で前回お示しさせていただいたように、赤とか黄色とかという形でお示しをさせていただいて、ぜひ地域の中でのここの整備が必要なんだということを認識していただいた上で、結果的にそこができるできないということには様々な事情があろうかと思いますが、必要だと認識していただいた上で、我々も地域と一緒に働きかけをしていくという仕組みがとれるように検討してまいりたいと思います。

### <貴舟 委員>

ありがとうございました。データはいただけるということでぜひ活用させていただきたいと思います。国の森林環境税が導入された場合には、各自治体においても、そういうことは整備は優先的に、自治体独自で整備することは可能ですから、県からそういう情報をいただければ、自治体としても防災・減災についてはしっかりと取り組めるのかなという思いを持っておりますので、ぜひそういう情報公開はしっかりお願いしたいと思います。

### <岩崎 委員>

資料1の2ページのイの里山整備利用地域が現在5地域にとどまっていると記載されているが、その理由や課題があるのであれば、よろしくお願ひいたします。

## ＜千代 企画幹＞

里山整備利用地域の認定ですけれども、ここにありますように、その根拠となりますのは、長野県ふるさとの森林づくり条例でございまして、これが平成 16 年度に制定されております。その中で、取り組みとしては、ここに書いてありますように、住民の皆様が主体的にやろうという地域を市町村の申し出で県が認定するという形で、認定されると、様々な形で県の方でもその地域を支援していこうというようなことで制度を作っております。スタートしまして、既にここに書いてあります 5 地域がとても積極的な、モデル的な取り組みをされております。こういったところに声掛けをする中で、他のモデルになるというふうなこともありまして、認定申請をしていただいて、引き続きこういうところには、特に県の林業の普及職員のサポートなど、手厚く寄り添うような形でやらせていただいているところでございます。ところが、その反面、こういったものを認定申請をして、計画を作ったというふうな話になると、それなりの手続きが必要になってくるということと、これをやったことによって、この地域だけに対する施策、支援制度というものを特設していないということ、そういった部分で真に継続的にやっていただけたところを認定してきておりまして、そんなところから、非常に特徴的で模範的ではありますけれども、数的には少ないという結果になっているということでございます。

## ＜杉山 委員＞

資料 2 の 6 ページなんですけど、今後の方向性として今まで大規模で大きくまとまることを条件にしてきたものを、小面積に少し制限をなくすというような記載がありますが、そのこと自体はとてもいいことだと思うんですが、一か所当たりの間伐面積として、例えば 0.1ha 以上という記載があるんですが、実際 0.1ha の山をやる場合に、周りにそういった仕事がなかったりすると、受ける事業者にとっては、1ha に対していくらという金額が決まっていたとして、0.1ha に対して同じ補助率であれば、本当はいけないんでしょうが、遠回しになってしまうという話も耳にします。なので、小面積であるがゆえに、事業者の手が入らないということであれば、その部分に対して、補助率を変えるのも 1 つの考え方かなと思いました。

## ＜植木 座長＞

なるほど。確かに事業者にとってみれば、0.1ha どうなのという話になりますよね。整備したいのはできるだけ小さくてもいいんだけど、やる側がやだということになってくるということですよ。この辺はまたご検討いただければと思うんですが、基本的にはできるだけ小面積の中で整備をしていくというのがいよいよ必要になってきたということです。

## ＜浜田 委員＞

私の理解では、資料 2 の 4 ページの多面的利用のための森林整備面積の目安という、言わねば、地域の住民の方たちのボランティアというか、担い手というか、活動して下さるような方向に動くためにした面積の削減なのかなと思っていたんですよ。0.1ha で

もできるというのは。事業体にとっても当然小さすぎてということがあるかもしれませんが、地域住民の方たちにしてみると、0.1ha くらいのボリューム感というのが、たぶんあるんじゃないかなと思うんです。それで、最初これだけ見た時には、考え方としてはすごくいいと思うんですが、結局、最終的には絶対技術力が求められるので、それってどうするんだろうと思って伺っているうちに、こういう形で人材育成のところでつながるんだなと、あとから私としては勝手に理解したんですが、どういう人材を育てるんだろうと思った時に、県の方がおっしゃっているのは、フォレストコンダクター、施業プランナー、そして林業士というプロの方たちに指導者になっていただこうという構想がここでは描かれているのかなと思ったんですが、正しいですか。

### <長谷川 課長>

整理の要件についての確認をさせていただきます。4 ページの方で、2 つの種類の整理を、主に目的の観点から、進めていくという整理をさせていただきました。その上で、5 ページの方の要件を緩和するという観点については、これは基本的には、4 ページで言う防災・減災のためのというところと、多面的利用のための、という両方ですね、どちらもできるだけ地域の要望には細かくても応えられるようにという形で変えていきたいと考えております。ただ、事業体が事業を受けるに当たり、小さい面積を受け切れるのか、という懸念のご指摘をいただきました。実際補助の仕組みをどのようにするのかというのはもう少し精緻な検討が必要と思っておりますが、そういった中でも検討していきたいと思っているんですが、反面、補助制度をあまり複雑にしすぎて、あまりわかりにくくなるのも避けなければいけないと考えておりますので、両面での使い分けを考えていきたいなと思います。

人材育成の関係については、9 ページ、10 ページに書かせていただいたとおりであります。基本的には浜田委員のおっしゃるとおりでございまして、地域の方々にご活躍いただくとしても、全くなにも支援なしでは難しい面もありますので、これまで育成してきた人材の方々にもそういった面でもご活躍いただくということ。それから、地域の方々が実際に作業に参加されるに当たって、最低限知識、技術を身に付けていただかないと作業は決して簡単ではありませんので、最低限の講習等もさせていただくというような、基本的には二本立てが必要なのではないかなというふうに考えております。この辺については、現場に詳しい委員の方もいらっしゃるのので、ぜひお知恵を拝借させていただければと思います。

### <浜田 委員>

私の所は伊那市ですが、地域住民の活動での森林整備を行っていくのですが、結局、それなりに力量のあるメンバーは揃っているのですが、本業ではない者の集まりとしては、どうしてもこう余裕ができないという時に伊那市にNPOの林業事業体の「森の座」さんがいらっしゃって、そこがすごく頼りになる存在で、うまい連携でできている、良い事例だと自負しているのですね。

ただし、その時にそういう形が各地域で、長野県内でどれ位できるのか、そういう事業

体がどれ位あるのか、ということが私はわからないのと、構想として10ページの人材の育成、多層構造しているというのは、非常に私は良いアイデアで、ぜひ、進めていただきたいと思っはいるのですが、やはり、危惧するところは、現状として、プロでやっていらっしゃる森林施業プランナー、フォレストコンダクター、林業士さん達がこのリーダー人材育成の学び直しや等ということにどれだけインセンティブがあるかといいますか、お忙しい中で他地域のことに関わる余力があるのかということに危惧することもあるって、そういう方々がより地域に密着した活動をしてくださるような何らかのインセンティブが必要かなと、この図を見ていて思いました。

### <植木 座長>

はい、意見ありがとうございます。他にどうでしょう、何かありますか。  
竹内委員、どうぞ。

### <竹内 委員>

後で発言しようかと思ったのですが、今、出ましたので。  
やはり間伐面積0.1haの話ですが、例えば高知県が3期を更新するときには国の制度がかなり厳しくなってしまうと、高知県の場合、森林環境税ですけれども繰越金が増えそうだとということで、考えたのが同じ制度なのですね。結局、この場合には、1ha当たり80,000円の補助を出しますと。ただし、0.1ha、個人の場合は申請を認めると、したがってha80,000円なので、8,000になるのですが、結構これが、需要があるというのですね。ですから、そういう手もあるのではないかということだと思います。

NPOもそうですし、集団で行っても良いですし、整備するということが前提で対処していくということで考えれば、結構、わかりやすく良いのかなという気はします。

### <植木 座長>

はい、ありがとうございます。そういう前例としてお金の使い方、税金の使い方があるのだなと。はい、ありがとうございます。  
堀越委員、どうぞ。

### <堀越 委員>

私の中にこだわりがあるので、しつこく確認させていただくのですが、その質問に関連してですが、7ページの改善の方向性のところに、造林費に係る交付税措置を上回る事業量を現在実施している状況でというようなことが記載されていて、その説明は8ページにあったのですが、これと国庫補助事業との関係がよくわからないのですが、まずは、それを説明していただきたいのですが。

### <植木 座長>

はい、事務局お願いできますか。

### <財政課 岡地課長>

財政課長の岡地と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。座って失礼します。

まず、資料8ページを御説明させていただきたいと思います。造林費に対する交付税措置額、これは国で対象値が示されておりませんので、県で独自に試算させていただきました。

その結果、Aにございますけれど、平成20年から28年で平均して、5億3千4百万円ということがございます。一方でBの決算額を見ていただきますと一般財源が7億5千4百万円でありまして、2億2千万円を県が交付税措置額以上に造林事業を行っているという状況でございます。

これは、御指摘いただいた国庫補助事業に限らずでありまして、国庫補助事業の県嵩上げについては、現在は、数千万というような事業費になっておりますが、そういった国庫補助事業の義務嵩上分までも含めて、県は交付税措置額以上の2億2千万円程、一般財源を追加的に充当しているという関係でございます。

よろしくお願いいたします。

### <堀越 委員>

はい、造林事業で一般財源のほうで2億2千万円食い込んでしまうから、一般財源が苦しくなるので、国庫補助事業についても補助裏部分も認めてほしい、このまま継続していきたいという趣旨ですか。

### <財政課 岡地課長>

御指摘のとおりでありまして、県財政も相当厳しい状況でございます。

これまでも行政・財政改革、様々取組んできたところでありますけれども、今後も県財政厳しい状況が見込まれていますので、国庫補助事業の義務嵩上げ分についても、ぜひとも、森林税を充当させていただきたいということがございます。

### <堀越 委員>

そこでですね。この県民会議で出たのだと思うのですが、国庫補助事業については制限もあって、使いづらいというようなこともあるという意見から、意見が出た翌年度に確か、税単独事業が前年よりも予算額、実施額が増加しているはずですが、そこでお聞きしたいのは、今後、県といたしますと国庫補助事業と税単独事業の割合ですね、前年よりも本年度の方が税単独事業は増えているのですが、それでもまだ低い。どちらかというとならば国庫補助事業の方が中心になっているかと思うのですが、その辺の割合、需要の重点ですね、それはどのようにお考えになっているのかお聞きしたいです。

### <植木 座長>

いかがでしょうか。事務局、お願いします。

### <長谷川 課長>

今後の国庫補助の見通しのお尋ねです。

確かに委員のおっしゃるとおり、我々もこれまで御説明させていただいたとおり、国庫補助が使える場所というのはかなり少なくなっていると考えています。第2期においても前半については、国庫補助が多いという状況でありましたが、徐々に割合が逆転しつつあるという状況になってきていると思っております。

今後の見通しですが、最終的な事業費と関わるので、今、精査を行っているところですが、先程の大きな整理で2種類のやり方をすると整理をさせていただきました。

4ページの関係ですが、防災・減災のための森林整備については、どちらかというところこれまでのやり方に近い内容になっておりまして、ここについては、少し、これまでよりも国庫補助の割合はさらに小さくなるだろうと見込んでおりますが、一定の国庫補助を導入できる場所というのは、まだ、もう少しあるのではないかと見込んでおります。

一方、多面的利用のための森林整備については、我々独自の制度である里山整備利用地域という地区指定を使うということもありますし、また、地域の方々を主体で行っていくという形になりますので、こちらについては、御存知の方はわかるかと思いますが、森林法に基づく経営計画、効率化のための経営計画というのを作って国庫補助を導入するというのは、理論上の不可能だとは言えないものの、ハードルは極めて高いものと考えておりますので、こちらについては、県単なりで行っていく必要があるのではないかとこの大きなところまでは考えております。

そうした中で、防災・減災でどれ位の国庫補助が必要かという部分については、もう少し精査をさせていただいた上で、御説明を県民の皆様にも最終的にはしていきたいと思っております。

### <堀越 委員>

ということは、今の話で国庫補助事業は縮小気味といった方向性に考えているということでしょうか。

今、税単独事業が30数%位だったかと思うのですが、資料がないのでわかりませんが、そうなりますと、税単独事業の割合がどんどん増えていくということでしょうか。

### <長谷川 課長>

そうですね、国庫補助が減って、ゼロに近づいていくとは考えていないのですが、第2期の平均的な割合よりは第3期は下がってくるだろうと考えております。

### <堀越 委員>

やはり、税単独事業で有効活用していくべき、全く国庫補助事業にというわけではありませんが、長野県の森林税のあり方としますと税単独事業として向けていく必要性と言いますか、その方向性で検討していくということは、私は大事なことだと考えております。

### <植木 座長>

はい、堀越委員、得意のところの質問でありありがとうございます。

私もそのところは常々、考えておまして、この皆伐の下での補助事業であれば、ずっと続けるとそのような形になってしまいます。

要するに間伐、主伐、造林というやり方をやっていると、国庫補助金の中の枠組みでということはあるのですが、そこは少し、発想を変えてですね、例えば、自然力を活かすような山造りに対しても、補助事業を県単独で行うとか、長野県にとってみれば、そういうところがまだ、天然更新しながら、萌芽更新しながら、新たな山を造っていく可能性も無きにしも非ず。そういった発想を変えてですね。これは国からの支援はできないようなところで、しかも大事な部分、あるいは、山造りの方向を変えるような考え方として、こういってはどうかというような大胆な意見のところ、成功するかどうかは別としても、ある意味、県民税がそういうような将来の可能性を突き詰めるような使い方があっても良いのかなという気はしています。

面白い県民税の使い方というのもあっても良いのか、ただし、その場合は検証も必要ですから、もちろん、それなりにきちんと使われたかどうかというのは含めて、単に皆伐という、今までの枠組みの中から外れた、違うパターンでのやり方もあっても、これを県民税が後押しするというのは面白いのかなと思います。

### <堀越 委員>

非常に今の意見に賛成でして、長野県独自の何かっていう、特長を出せるものがあると非常に良いかなと思います。

### <貴舟 委員>

関連でよろしいですか。

### <植木 座長>

はい、貴舟委員。

### <貴舟 委員>

以前、林業構造改善事業という事業が導入された時には、山を皆伐して、ヒノキ、スギ等を植林した。それ以後、野生鳥獣の出没が里山まで近づいたということで、実のなる木が、エサになる木が山にない。ですから、県民税で間伐をした後には実のなる木も植栽しようよと、雑木、ブナでもなんでも結構なのですが、やはり、そのようなことも触れていくと野生鳥獣被害からも、ひょっとしたら守れるのではないかと、そういうことをやっているのは全国にはないかと思しますので、ぜひ、実のなる昔の山に戻していくということも大事なのかなと、少し思いました。

### <植木 座長>

はい、浜田委員

### ＜浜田 委員＞

今の話、そのままなのですが、昨日、提出するものにも書かせていただいたのですが、とにかく、主伐、再造林、主伐、再造林ということがずっと言われてきて、それを全面否定することは私もできないのですが、少なくともこのまま踏襲すればよいと発想はやめなければならないのではないかと考えています。

そのためにも、いっぺんに全てを行うことはできない中では、どうやって、将来的にそこにいけるのかという転換にこの森林税を使ってほしいと思います。3期目に対しては。

そのことに対しては、おそらく県民の皆さんは理解してくださると私は思うので、どういうふうに使い、どういうふうに検証していくかということのをきっちり作っていくということが大事だと思います。

これだけ自然が豊かな長野県が、森林県が林業県へというキャッチフレーズを本当の意味で使うためには、それを行っていくことではないかと考えています。

### ＜植木 座長＞

はい、ありがとうございます。まだ、あろうかと思いますが、少し先に進めさせていただきます。

長野県独自の木と森の文化の創造の部分ですね、皆様のお手元のいろいろなアイデアを出していただいた資料ですけれど、3枚目ですね、身近な場所の森や緑の整備、観光地等の景観整備に皆さんからのいろいろな意見がでてきています。皆さんの名前はないのですが、これ以降の部分、いろいろなアイデアを出していただいています。こういったものも含めて、この木と森の文化の創造について、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いします。

遠慮なくどうぞ。桑井委員どうですか。

### ＜桑井 委員＞

私はこの中で、企業と里山ですかね、といった取組もされてきている中で、今度は企業自身が木の使い方というのを考えてもらっても良いのではないかなと、後、オリンピックの時に1校1国運動というのがありましたが、学校でそれぞれ木の使い方を考えてもらっていくといった、大きな、たくさんの人を巻き込めるような取組みをぜひ、行ってもらいたいと考えておまして、そういったところに支援していくとか、そうすることで森林に対する見方ですとか、注目度といったものを少しずつ高めていければと考えております。

### ＜植木 座長＞

貴舟委員、どうぞ。

### ＜貴舟 委員＞

この文化という、先程の若い世代の人に認知されていないということですが、やはり、山の日も制定されたということで、長野県では小さい頃から、小学校辺りからしっかりと



した木の文化等々は、何かで子ども達に発信をしていったら良いのではないかと、やはり、子どもを連れてきたところには必ず親や祖父母も着いてきます。

そういうことで、小学校からの教育の中で、この木の文化、山の大切さ等々を何かで発信できたら良いのかなと、あるいは、指導事務を行うと難しいかもしれません。あるいは、ドキュメンタリーのビデオを作成して各学校へ配付するとか、何か子ども達に文化を、関心を持たせるような施策を、税を使って行ってもよいのではないかと、大人はすでにある程度分かっていますけれども、子どもからこういう文化、情報を与えていくという環境づくりも大事ではないかと、ソフト面については、今後、どのように行っていくのかということ、ふと、思いましたので、発言させていただきました。

### <植木 座長>

ありがとうございます。若い子ども達ですね。特に文化という面ですね。  
岩崎委員、どうぞ。

### <岩崎 委員>

同意見になってしまうかと思いますが、どこかに書いてあったかと思うのですが、子どもの頃からの木に触れ合うというところが、非常に重要だと思っていて、子ども頃から小、中学校から高校から社会人という段階を追っていくということが重要だと思っていて、小さい頃でいくとプラスチック製品のおもちゃではなくて、木の製品のおもちゃを家のお父さん、お母さんが子どもに与えて、買ってあげて、それで子供たちが育っていくというところから、大人のところでいくと、例えば、新入社員教育を山の森の中で行うみたいな形で、大人になっても森林、木の中、山の中で接するといったことを行ったらどうかと思いました。

よく若い世代が長野県から県外に出てしまうというようなことがあり、長野県に戻ってきてもらうといった施策を県でとられているかと思いますが、私も学生の頃、関東の方で暮らしたことが4年間あるのですが、やはり、長野に帰省するとき山に囲まれてホッとするというのが、一番、県内で生まれ育って良かったなという実感をできたところになります。

そうしてみると、今、山の中では松枯れだったり、整備がされていない森が あったりすると、これを自分が生まれ育った時と同じような環境を、将来の子ども達にも感じてもらいたいなというところがあるので、先程、おしゃっていた幼児教育の頃からということも含めて、県民全体の森林に対する意識等をもう一度、周知とか喚起をするということは必要ではないかと思えます。

先程の最初の議論にもなるのですが、森林税に使い方というところも県民に広く知られていないということがあるとのこと、広報の仕方でもコンビニとかに設置をしたりというところがあって、そういうことをされていたのだということが今になって思うのですが、やはり、県のいろいろな施策の広報の仕方というのが、あまり上手ではないなというのが、いろいろなところに随所に感じられていて、ホームページを見てもなかなかだなど、パンフレットを見てもなかなかだなど、ちょっといろいろなところにあるのですが、例えば、

先程、山の日ってありましたが、アルクマのキャラクターがいろいろなところに現れるのですが、市町村のお祭りとか、そういったところにアルクマが行って、例えばですけど、パンフレットを見ながら子ども達と触れ合うみたいな、目線をもう少し、落としていただきながら、触れ合えるといった周知の仕方も一つ考えていただければと思います。以上です。

### <植木 座長>

はい、ありがとうございます。

やはり、若者への配慮ですね。これまで、木育というものも行ってはいるのですが、まだまだ、足りない。

それとPRの仕方が下手だよねということですね、そうですね。

はい、堀越委員、どうぞ。

### <堀越 委員>

小学生、子ども達の時代から教育が大事だということは、本当にそうだと思います。

この森林税におきましても、県民一人ひとりが森林税を納めているという感覚であるのか、森林税が獲られているのかという感覚なのか、これは非常に大きな違いというのでてくると思います。税理士会といたしましては、子どものうちから租税教育をしなくては行けないと、少子高齢化を迎えるにあたって、日本の財政がどのようになっていくのかというところから、税金を獲られるという感覚ではなくて、納める、それがどういった意味があるのか、そして、自分達が本当に喜びをもって税金を納めるところにどんな意味があるのかということ、長い間、小、中、高、それから大学生、社会人に対しても租税教育ということで活動してきております。

そういう中において、森林税においても出前講座のような形で、今、一人500円という負担をしてもらっているのだけれど、どういった形で使われているのだよ、その結果、こういった結果がでているのだよというのを、そういう形で子ども達に話しをしていくとなると、今度は子ども達が家に帰って、親に話をするようになるのですね。

そういった形で、確実に長野県として森林税の大切さというのが、広がっていく方法でもあるのかというから、この森林税の活用にそういったことにも使ってもらえると非常にうれしいかなと思っております。

### <植木 座長>

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。杉山委員、どうぞ。

### <杉山 委員>

PRの話がでたので、一つの案としてですが、森林税をこうして使っているとか、里山を地域の良い例としてPRしていただくのに、民間の方達が一生懸命PRしていただくのは、もちろん良いとは思いますが、林業に関係ない外部のPRが専門のところ、に外注に出してしまうというのも一つの方法かなと考えまして、以前、私が女性の職域拡

大ということで、話をしてくれないかということで、お声掛けいただいたのですが、そのお声掛けいただいた方というのが、長野県から、長野県に人材を確保するために外注で委託されている業者さんだったのですね、その方達が、毎年林業に関わらず、全然関係のない別々の分野の方達から年に一人呼んで講演をするという形だったのですが、そうするとそういう方達って全く知らない視点で質問をしてくれるので、進行もその方達がしてくれるので、とても上手なのですよね。私はそこへ行って何を話せばよいかわからなかったのですが、その全くの別分野の方が話を引き出してくださるといのが、逆にとても良いPRになるなど実感してまいりましたので、一つの案として紹介しました。

### <植木 座長>

はい、ありがとうございます。松岡委員、どうぞ。

### <松岡 委員>

人材育成の資料の10ページのところで、今まで教育された緑の雇用とか森林施業プランナーとかいろいろあって、これは本当に長野県の財産だと思って見ていました。本当にこれをこれからどう活用していくかということをしっかり考えてほしいと思います。

一方で、聞いた話で恐縮なのですが、こういう技術を持っている方の受け入れ団体の教育というのが、これから、まさに必要になると思います。こういう人達がやる気をもって、キラキラして入ってくる、そういう人達の人材育成をもっともっと伸ばしていくかということ、次の段階で県の方がうまく誘導していただきたいと思います。

特に林業事業体というのは古い体質のところはまだまだありますので、そういうところで嫌になって、せつかく、これだけお金をかけて研修していった人が辞めてしまっているということもあるので、どれだけ、今、現在、緑の雇用の就労者が活躍しているのか、どれだけの方が辞めてしまったのかということ、そんなにお金はかけなくてよいのですが把握されて、では、その人達が継続して、夢をもって働ける職場というのをどうやって作っていくのかということも次のステップでしっかり考えていただきたいと思います。要望です。

### <植木 座長>

はい、ありがとうございます。竹内委員、どうぞ。

### <竹内 委員>

今日は、県が現在、推進すべき策を論議しているのですが、森林県から林業県ということが今回の場合、私は一つの大きな3期目に向けてのポイントだと思っていまして、そういう意味では、里山の利用の部分ではあまり出てこないのですよね、それに対して一つの事業を起こしていくということが私は必要だと思っていまして、販路の拡大とか、そういうことに今回は踏み込んで、次の時代を作っていくという観点も税の中でしていきたいなと思っていまして、その辺が今回出された中には不足しているということは指摘しておきたいと思います。

それと合わせて、突然、木と森の文化という用語が出てきて、その創造というのですが、聞き慣れない言葉が出てきた、これの背景には5か年計画とかあると思うのですが、ただ、そのことで最終的には対象地域を里山に限定せずというところで森林税をくくっているということとして、これは、前も話したのですが、税制研究会の論議をかなり聞けば、全く、その話には触れないわけにはいかないの、繰越が多いから拡大するのだという印象は、私は県民の皆さんに与えてはいけないと思いますし、そここのところはこの県民会議でもしっかり、必要なのでそういうふうにしなればならぬということ論議しなければならぬということ意見を申し上げておきたいと思ひます。

後は、造林という観点も入っていないのですよね。そここのところも含めて指摘だけは申し上げておきたいと思ひます。以上です。

### <植木 座長>

はい。今の竹内委員の御意見は大変重要な御指摘だと私も思っております。

10日前に行って、また、見直ししながら行うということで事務局も大変しんどい中での整理かと思ひますが、やはり、原点に常に立ち戻り、あるいは森林県から林業県へと大きな、ある意味では声を挙げておりますので、そういった基本的なところは常に押さえておきながらということをもう一度、確認しておきたいと思ひます。

そういう意味では、県民の方には変な拡大、基金の問題としてあれもこれもというようなイメージを与えないということは大事だと思ひますし、一貫して議論は続けてきていますので、そういう問題は出ないと思ひますけれど、とにかく、我々としては、重要な施策として森林県から林業県へと、それから林業は一つの経済であり、この経済が地域の山村を守っていくのだということ、この山村を守ることが実は多くの県民にも重要な恩恵を与えるということ認識して進めていきたいと思ひます。

時間となりました、皆さんから出されたアイデア、これはまだ途中経過ですが、もう少し、アイデアとして、今、話題にもなったのですが、11ページですね、森林税の使途や取組の効果の県民理解の推進というところ、ここのいろいろな意見を出してほしいということと、12ページの基金残高の取扱、ここのところを皆様から、また、アイデアをほしいなど、もちろん、これに限らず、前から議論している部分も含めて追加的にお願いしたいと思ひます。

これをまた、9月1日の時に議論したいと思ひますし、また、9月1日は少し、まとめという方向で、報告書を作るという意識の中で議論をしていきたいと思ひます。その原案は事務局にお願いしたいと思ひますが、いよいよ、その辺の段階で次でまとめていって、知事に提出ということを考えなければ間に合わないのかなという気がしています。そのように思っていますので、ぜひ、御協力をお願いします。

なかなか、時間のない中でアイデアをだしていただいて、これを参考にするというのは、我々にとっても貴重で大事なことですので、お願いいたします。

今日の議題につきましては以上でございます、議論もこの辺で終了しようかなと思ひておりますが、何か全体を通して皆さんから御意見、御質問ありますか。

よろしいですか。

はい、それでは、事務局から何かございますか。

**<森林政策課 小林課長補佐>**

1点だけ、次回の日程について確認させていただきます。

9月1日を予定させていただきます。また、詳しい御案内を差し上げますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

**<植木 座長>**

9月1日でございます。ぜひ、多くの委員さんに参加いただきたいとおもいます。

それでは、以上をもちまして、第4回みんなで支える森林づくり県民会議を終了したいと思います。どうも、御協力ありがとうございました。

**<森林政策課 秋和企画幹兼課長補佐>**

長時間にわたり、御審議いただきありがとうございました。最後に山崎林務部長から一言申し上げます。

**<山崎林務部長>**

本日は、いろいろな範囲に渡った中で、実態に即した深い御提案、御議論いただきましてありがとうございます。

こうしたものを次回に向けて、再度、整理しまして、県民会議としての方向性の整理に役立てていけるよう取組んでまいりたいと思いますので、今後とも、いろいろな面で御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

**<森林政策課 秋和企画幹兼課長補佐>**

本日御議論いただいた内容につきましては、後日、皆様に御確認いただいた後に、県のホームページで掲載し、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。